

予算審査特別委員会分科会運営日程(案)(本会議最終日含む)

案① たたき台案(同時開催)

案② 5分科会(2グループに分けて開催)

2/29	水	(本会議) 本会議散会后開議 1 委員長・副委員長の互選 2 分科会の設置 3 分科会委員の選任 4 分科会主査・副主査の互選 5 理事会の設置 ※予算審査特別委員会理事会(予特休憩時) 6 総括説明
3/1	木	午前10時開議 ○第1分科会(財政局の所管)
2	金	午前10時開議 ○第1分科会(総務局、会計室、行政委員会、議会の所管) ○第2分科会(保健福祉局の所管) ○第3分科会(市民局、環境局の所管) ○第4分科会(こども未来局の所管) ○第5分科会(都市局の所管)
3	土	
4	日	
5	月	午前10時開議 ○第1分科会(総合政策局の所管) ○第2分科会(病院局、消防局の所管) ○第3分科会(経済農政局、農業委員会の所管) ○第4分科会(教育委員会の所管) ○第5分科会(建設局、水道局の所管)
6	火	(常任委員会) 各常任委員会散会后開議 ○第1～第5分科会(指摘要望事項の検討)
7	水	(常任委員会)
8	木	(本会議) ※意見表明通告締切(午後5時)
9	金	(本会議)
10	土	
11	日	
12	月	(本会議)
13	火	(本会議)
14	水	(本会議) ※予算審査特別委員会理事会(午後3時の本会議休憩時)
15	木	(本会議) 本会議散会后開議 1 分科会報告、意見表明、採決
16	金	(本会議) 1 各常任委員長報告・討論、採決

2/29	水	(本会議) 本会議散会后開議 1 委員長・副委員長の互選 2 分科会の設置 3 分科会委員の選任 4 分科会主査・副主査の互選 5 理事会の設置 ※予算審査特別委員会理事会(予特休憩時) 6 総括説明
3/1	木	午前10時開議 ○第1分科会(財政局の所管)
2	金	午前10時開議 ○第1分科会(総務局、会計室、行政委員会、議会の所管) ○第2分科会(保健福祉局の所管) ○第3分科会(市民局、環境局の所管)
3	土	
4	日	
5	月	午前10時開議 ○第4分科会(こども未来局の所管) ○第5分科会(都市局の所管)
6	火	午前10時開議 ○第1分科会(総合政策局の所管) ○第2分科会(病院局、消防局の所管) ○第3分科会(経済農政局、農業委員会の所管)
7	水	午前10時開議 ○第4分科会(教育委員会の所管) ○第5分科会(建設局、水道局の所管)
8	木	(常任委員会) 各常任委員会散会后開議 ○第1～第5分科会(指摘要望事項の検討)
9	金	(常任委員会)
10	土	
11	日	
12	月	(本会議) ※意見表明通告締切(午後5時)
13	火	(本会議)
14	水	(本会議)
15	木	(本会議)
16	金	(本会議) ※予算審査特別委員会理事会 (午後3時の本会議休憩時)
17	土	
18	日	
19	月	(本会議) 本会議散会后開議 1 分科会報告、意見表明、採決
20	火	春分の日
21	水	(本会議) 1 各常任委員長報告・討論、採決

(参考)

	審査日数の増加
案① 同時開催	無
案② 2グループに分けて開催	審査日数 2日増加 会 期 土、日、祝日により 最大5日延長あり

注)各案の会期については、開会日の前倒しは行わず、閉会日を延長することを前提に作成した。